

## 火薬類取締法の権限移譲に係る課題等について

平成 26 年 11 月 26 日  
神奈川県安全防災局工業保安課

- 1 基本的な考え方
  - ・ 神奈川県は、地方分権を推進する立場。
  - ・ ただし、移譲後も災害防止や公共安全確保の観点から、支障が生じないようにする必要がある。
- 2 移譲にあたって配慮すべき課題等
  - (1) 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
    - ・ 神奈川県には、指定都市が 3 市（横浜市、川崎市、相模原市）あり、全県に占める割合は、人口で約 65%、面積で約 52%、火薬庫数で約 57%。
    - ・ 権限移譲後には、指定都市はもちろん、指定都市以外の区域における指導体制が低下することのないよう、十分配慮する必要がある。
      - 本県の研修に、指定都市の職員も参加、フォローアップを図るとともに、連携体制の維持を図る。
  - (2) 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
    - ・ 火薬類保安については、専門基礎教育を受けた職員が、長い年月と現場経験を経ることにより、初めて事業者と対等に議論できる。
      - 権限移譲の後も、神奈川県という地域内で、3つの指定都市と連携して火薬類の保安に対応できるように、協力を呼びかけていく。
  - (3) 道府県と指定都市の連携体制構築
    - ・ 指定都市の区域で火薬類の事故が発生した場合には、必要に応じて、県も一緒に現地調査できる体制が望ましい（保安検査、立入検査の共同実施）。事故情報を県内の自治体で共有することも重要。
    - ・ 県内の「火薬貯蔵庫」は 44 施設。本県では従来から事業者と連携し、第三者の侵入や破損等の異常事態発生時には、法律で定められた警鳴装置が作動するだけでなく、所轄の警察に即時に通報が届くよう回線を敷設し、爆発や盗難を防ぐ仕組みあり。2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、首都圏の火薬庫の保安確保は極めて重要。
      - 県と指定都市が連携し、警察との連絡体制及び初動対応の強化を図る。
  - (4) 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
    - ・ 移譲後も指定都市のフォローアップができるよう、同じ県内での連携体制をしっかりと維持していくことが不可欠。
      - 連携体制を構築するための連絡会議の定期的開催など

(5) 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案

- ・ 県内にある火薬庫 44 施設のうち指定都市には 23 施設（平成 24 年度実績）。  
横浜市：6 施設、川崎市：0 施設、相模原市：17 施設 …偏在している
- ・ 火薬庫の設置許可に係る申請件数：過去 5 年間で 1 件のみ。極めて件数が少ないが、高い専門性や新しい技術への対応が求められる。また、火工品は新しい製品や用途が次々と出現。  
→ 火薬庫の新設などについては、権限移譲後も連携して対応すべき。移譲後も、県及び 3 つの指定都市で対応がばらばらにならないように、確認や調整を慎重に行う必要。

3 まとめ

- ・ 神奈川県ではこれまで、火薬庫の警鳴装置など、業界団体と連携し、安全・安心の確保に取り組んできた。安全・安心の確保は、そうした取組の積み重ねや組織の力が継承・維持できるかどうかにかかっている。
- ・ 権限移譲後も、「火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保する」という法の目的を達成するための取組が、指定都市との間で着実に共有されることが重要。
- ・ 分権改革で国がどう良くなるか、住民や企業にとって、いかに良くなるかがポイント。火薬類取締法のように安全・安心に関わるものは、その観点に立って、広域的にしっかり連携していくべき。
- ・ 我が国が世界に誇る「治安」を守るためにも、しっかりした制度運用をしていく必要がある。

以 上